

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	宮崎県 児湯郡 木城町

木城町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課
所在地 宮崎県児湯郡木城町大字高城
1 2 2 7 - 1
電話番号 0 9 8 3 - 3 2 - 4 7 3 9
F A X 番号 0 9 8 3 - 3 2 - 3 4 4 0
メールアドレス shimonishi@town.kijo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・カルガモ・アオサギ・カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	木城町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度実績）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	0.24ha	276千円
	いも類	0.12ha	195千円
	計	0.36ha	471千円
シカ	水稲	0.12ha	138千円
	いも類	0.26ha	406千円
	計	0.38ha	544千円
サル	いも類	0.10ha	162千円
	果樹	0.032ha	77千円
	計	0.132ha	239千円
カラス	果樹	0.036ha	85千円
	計	0.036ha	85千円
ヒヨドリ	果樹	0.036ha	85千円
	計	0.036ha	85千円

(2) 被害の傾向

イノシシ	従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里にまで出没するようになり、イネやイモ類への被害が拡大している。また、電気柵等の普及が進んだためか、圃場ではなく畦が掘り起こされ崩れてしまうなど農作物以外での被害も確認されている。
------	---

シカ	<p>近年では群れをなして集落内の農地に出没し、様々な農作物へ被害が増加している。</p> <p>町内において捕獲頭数や目撃情報も多く、住宅街にも出没するなど生活圏への侵入が見られる。</p>
サル	<p>木城町、川南町、都農町にかけて広い範囲を移動しながら出没している。特にいも類・果樹への被害が発生している。</p> <p>有害鳥獣捕獲を実施しているが、サルを捕獲できる班員が少ないため駆除の実績が伸びない。</p>
タヌキ アナグマ	<p>農作物への被害は把握できてないが、住宅の倉庫などに住み着き、住宅が汚染される報告が相次いでいる。また、箱わなでの捕獲を実施しているが、被害は拡大傾向にある。</p>
アライグマ	<p>生息が確認されておらず、被害もないが、近隣市にて生息が確認されており、侵入の恐れがあるため、今後備えて対策が必要である。</p>
カラス ヒヨドリ ドバト カルガモ アオサギ カワウ	<p>椎木・川原地区を中心に、カラス・ヒヨドリによる果樹の被害が発生している。</p> <p>また、近年、山間部の水田地帯においてドバト・カルガモ・アオサギ・カワウについては、被害はないが今後稚魚等の捕食被害が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標（10%削減）

指標	現状値（4年度）		目標値（8年度）	
	面積	金額	面積	金額
イノシシ	0.36ha	471千円	0.32ha	423千円
シカ	0.38ha	544千円	0.34ha	489千円
サル	0.132ha	239千円	0.118ha	215千円
カラス カルガモ ドバト アオサギ カワウ ヒヨドリ	0.072ha	170千円	0.064ha	153千円

アナグマ タヌキ	—	—	—	—
-------------	---	---	---	---

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ・シカに関しては、木城町猟友会の協力のもと有害鳥獣捕獲班、自衛班を編成して休日を中心に銃器による捕獲を実施している。また、木城町有害鳥獣対策協議会が業務委託している追い払い隊により、被害があった農家の土地に箱罠を設置するなど、被害の低減に努めている。捕獲獣は食肉として利用または埋設を行っている。</p>	<p>捕獲班員の減少、高齢化により、捕獲の対応が困難な地域も出てきている。</p> <p>猟銃による捕獲だけでは対応が難しくなっている。</p>
	<p>サルに関しては、木城町猟友会の協力のもと有害鳥獣捕獲班、自衛班を編成して銃器による捕獲を実施している。また、木城町有害鳥獣対策協議会が業務委託している追い払い隊により、被害があった農家の土地に箱罠を設置するなど、被害の低減に努めている。</p> <p>また、捕獲獣は殺処分の上埋設の処理をしている。</p>	<p>捕獲班員の減少、高齢化により、捕獲の対応が困難な地域も出てきている。</p> <p>猟銃による捕獲だけでは対応が難しくなっている。また、サルを捕獲できる捕獲班員が限られており班編成への課題が残る。</p>
	<p>タヌキ・アナグマに関しては、木城町猟友会の協力のもと有害鳥獣捕獲班、自衛班を編成して箱罠による捕獲を実施している。また、木城町有害鳥獣対策協議会が業務委託している追い払い隊により、被害があった農家の土地に箱罠を設置するなど、被害の低減に努めている。</p> <p>また、捕獲獣は殺処分の上埋設の処理をしている。</p>	<p>捕獲班員の減少、高齢化により、捕獲の対応が困難な地域も出てきている。</p> <p>農作物被害だけでなく住宅汚染が多く、農家以外への被害対策の周知が必要である。</p>

	<p>カラス・カルガモ・ドバト・アオサギ・カワウ・ヒヨドリに関しては、木城町猟友会の協力のもと鳥捕獲班を編成して銃器による捕獲を実施している。</p> <p>また、捕獲鳥類は殺処分のうえ埋設の処理をしている。</p>	<p>捕獲班員の減少、高齢化により、捕獲の対応が困難な地域も出てきている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ・シカ・サル・タヌキ及びアナグマ対策として被害の多発する地域の農地に電気柵やネット、ワイヤーメッシュ柵を設置している。</p>	<p>防護柵を設置した場所については被害が軽減されるが、その場所以外に被害が移る傾向が見られる。</p> <p>電気柵については、下草の除去等適正な管理が望まれる。</p>

(5) 今後の取組方針

イノシシ シカ サル	<p>捕獲班員の確保、散弾銃以外の方法での捕獲、広域的な一斉捕獲の実施。</p> <p>捕獲班員と連携して、被害農家自ら捕獲に参加できる体制づくり。</p> <p>マイスターの育成及び地域リーダーの発掘・育成。マイスターと地域リーダー、または地域リーダー同士の連携の強化。</p> <p>防護柵の設置補助の充実及び状況に応じた適切な防護柵設置の取組強化。</p> <p>生息環境管理施策として、誘因となる収穫作物残渣等の除去、集落や農地の環境改変、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。</p> <p>木城町有害鳥獣対策協議会が所持している箱罟を、被害があった農家の土地だけでなく、捕獲が見込めそうな箇所にも仕掛けることで個体数の減少を図る。</p>
タヌキ アナグマ	<p>捕獲班員の確保。捕獲班員と連携して、被害農家自ら捕獲に参加できる体制づくり。</p> <p>マイスターの育成及び地域リーダーの発掘・育成。マイスターと地域リーダー、または地域リーダー同士の連携の強化。</p>

	<p>防護柵の設置補助の充実及び状況に応じた適切な防護柵設置の取組強化。</p> <p>生息環境管理施策として、誘因となる収穫作物残渣等の除去、集落や農地の環境改変、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。</p> <p>木城町有害鳥獣対策協議会が所持している箱罠を、被害があった農家の土地だけでなく、捕獲が見込めそうな箇所にも仕掛けることで個体数の減少を図る。</p>
アライグマ	<p>生息が確認された場合に、速やかに捕獲できるように、捕獲班との連携を図る。</p>
カラス カルガモ ドバト アオサギ カワウ ヒヨドリ	<p>捕獲班員の確保、散弾銃以外の方法での捕獲、広域的な一斉捕獲の実施。</p> <p>捕獲班員と連携して、被害農家自ら捕獲に参加できる体制づくり。</p> <p>マイスターの育成及び地域リーダーの発掘・育成。マイスターと地域リーダー、または地域リーダー同士の連携の強化。</p> <p>生息環境管理施策として、誘因となる収穫作物残渣等の除去、集落や農地の環境改変、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ カラス カルガモ ドバト アオサギ カワウ ヒヨドリ</p>	<p>木城町有害鳥獣対策協議会が編成する有害鳥獣捕獲班に依頼して、捕獲体制を構築する。</p>
---	---

(2) その他捕獲に関する取組

令和6年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス カルガモ ドバト アオサギ カワウ ヒヨドリ	従来の猟銃、または箱わなによる捕獲を実施。 捕獲補助の充実を図ることによる、捕獲数の増。 野生猿特別捕獲班員の育成・確保。 捕獲班員と地域住民が連携した捕獲体制の確立。
令和7年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス カルガモ ドバト アオサギ カワウ ヒヨドリ	前年度の事業継続。 問題点等の検証及び新たな取組への検討。
令和8年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス カルガモ ドバト アオサギ カワウ ヒヨドリ	前年度の事業継続。 問題点等の検証及び新たな取組への検討。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ	<p>一年間の捕獲頭数は、生態系に影響の出ない範囲で、農林作物に影響を及ぼす個体を中心に捕獲する。</p> <p>頭数については、直近の実績で設定</p>
シカ	<p>第二種特定鳥獣管理計画（第3期）に基づき、現在の生息密度12.0頭/km²を、保護優先地域においては5頭/km²、コントロール地域においては2頭/km²とする。</p> <p>頭数については、直近の実績で設定</p>
サル	<p>第二種特定鳥獣管理計画（第3期）に基づき、除防を試みてもなお被害の軽減ができない場合、できる限り加害個体を特定し、特定個体を捕獲するよう努め、生活環境に影響を及ぼす恐れのある加害レベルの高い数群については、群れ全体の捕獲を考慮する。</p> <p>頭数については、直近の実績で設定</p>
タヌキ アナグマ	<p>一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。</p> <p>頭数については、直近の実績で設定</p>
アライグマ	<p>アライグマは特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。</p>
カラス ヒヨドリ ドバト	<p>特に生活環境に影響を及ぼす恐れのある加害レベルの高い群については、加害個体を特定し、特定個体を捕獲するよう努める。</p> <p>頭数については、直近の実績で設定</p>
カワウ カルガモ アオサギ	<p>特に生活環境に影響を及ぼす恐れのある加害レベルの高い群については、加害個体を特定し、特定個体を捕獲するよう努める。</p> <p>頭数については、直近の木城町内の生息数で設定</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	捕獲予定 120頭	捕獲予定 120頭	捕獲予定 120頭
シカ	捕獲予定 140頭	捕獲予定 140頭	捕獲予定 140頭
サル	捕獲予定 3頭	捕獲予定 3頭	捕獲予定 3頭
タヌキ アナグマ	捕獲予定 各5頭	捕獲予定 各5頭	捕獲予定 各5頭

カラス ヒヨドリ	捕獲予定 各80羽	捕獲予定 各80羽	捕獲予定 各80羽
ドバト カルガモ アオサギ カワウ	捕獲予定 各5羽	捕獲予定 各5羽	捕獲予定 各5羽

捕獲等の取組内容

イノシシ シカ	被害の発生している地域については、全ての地区で1年を通じて捕獲できる体制をつくる。銃器による捕獲を主とするが、今後も箱わなの導入による捕獲体制の強化を図る。
サル	被害の多発している地域については、全ての地区で1年を通じて捕獲できる体制をつくる。集落周辺では箱わなによる捕獲とする。
タヌキ アナグマ	被害の多発している地域については、全ての地区で1年を通じて捕獲できる体制をつくる。特に箱わなによる捕獲が効果的であるため、今後も箱わなの導入による捕獲体制の強化を図る。
カラス ヒヨドリ カルガモ ドバト アオサギ カワウ	被害の発生している地域については、全ての地区で周年捕獲体制とし、銃器による捕獲を主とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

イノシシ	電気防護柵 2 基設置 (1 基 : 2 段張 500m) 1, 000m ワイヤーメッシュ柵 12, 000m	電気防護柵 2 基設置 (1 基 : 2 段張 500m) 1, 000m ワイヤーメッシュ柵 12, 000m	電気防護柵 2 基設置 (1 基 : 2 段張 500m) 1, 000m ワイヤーメッシュ柵 12, 000m
シカ	電気防護柵 8 基設置 (1 基 : 5 段張 500m) 4, 000m ネット設置補助 ワイヤーメッシュ柵 12, 000m	電気防護柵 8 基設置 (1 基 : 5 段張 500m) 4, 000m ネット設置補助 ワイヤーメッシュ柵 12, 000m	電気防護柵 8 基設置 (1 基 : 5 段張 500m) 4, 000m ネット設置補助 ワイヤーメッシュ柵 12, 000m
サル	電気防護柵 1 基設置 (1 基 : 6 段張 500m) ネット設置補助 500m	電気防護柵 1 基設置 (1 基 : 6 段張 500m) ネット設置補助 500m	電気防護柵 1 基設置 (1 基 : 6 段張 500m) ネット設置補助 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	イノシシ シカ サル	地域住民自身による自己防衛対策としての被害防除の必要性、対策方法の周知
7年度	イノシシ シカ サル	地域住民自身による自己防衛対策としての被害防除の必要性、対策方法の周知
8年度	イノシシ シカ サル	地域住民自身による自己防衛対策としての被害防除の必要性、対策方法の周知

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

令和6年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス ヒヨドリ カルガモ ドバト アオサギ	捕獲班にて捕獲用箱わなの管理。 マイスターを育成し、集落での研修会、被害調査及び検討会を実施し、地域リーダーの発掘及び育成。 放置果樹等の除去及び住民への指導。 地域リーダーを中心とした追い上げ・追い払い活動の実施。 新たな防除技術の実証。
-------	--	--

	カワウ	
令和7年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス ヒヨドリ カルガモ ドバト アオサギ カワウ	<p>捕獲班にて捕獲用箱わなの管理。</p> <p>マイスターを育成し、集落での研修会、被害調査及び検討会を実施し、地域リーダーの発掘及び育成。</p> <p>放置果樹等の除去及び住民への指導。</p> <p>地域リーダーを中心とした追い上げ・追い払い活動の実施。</p> <p>新たな防除技術の実証。</p>
令和8年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス ヒヨドリ カルガモ ドバト アオサギ カワウ	<p>捕獲班にて捕獲用箱わなの管理。</p> <p>マイスターを育成し、集落での研修会、被害調査及び検討会を実施し、地域リーダーの発掘及び育成。</p> <p>放置果樹等の除去及び住民への指導。</p> <p>地域リーダーを中心とした追い上げ・追い払い活動の実施。</p> <p>新たな防除技術の実証。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
児湯農林振興局	対象鳥獣の分布状況把握、施策に対する協議
高鍋警察署	捕獲に対する指導、助言及び協力
木城町	対象鳥獣による被害情報の収集
木城町有害鳥獣対策協議会	施策の立案、対策の実施、指導
木城町猟友会	対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

【通報から捕獲までの流れ】	
(通 報)	住民から木城町に通報：木城町
(現地調査)	木城町による現地調査：木城町又は、追い払い隊による
(協議検討)	現地調査に基づく対策の協議：木城町・木城町有害鳥獣対策協議会
	児湯農林振興局・高鍋警察署
(捕獲要請)	木城町有害鳥獣対策協議会を通じ、猟友会へ捕獲協力要請
(捕 獲)	猟友会による捕獲：猟友会
【連絡体制】	
(通 報)	住民→木城町→児湯農林振興局・高鍋警察署
(協議・検討)	児湯農林振興局・高鍋警察署・木城町
(対策の実施)	木城町→木城町有害鳥獣対策協議会→猟友会

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした現場での埋設処理や自家消費及び適切な加工施設での利活用を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、町内に食肉処理業の許可施設はない（自家消費）

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	木城町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
木 城 町 猟 友 会	野生鳥獣の分布状況把握及び捕獲等
木城町農業委員会	被害情報の収集等
認 定 農 業 者	被害情報の収集及び防除方法の収集
木 城 町	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査及び駆除許可等

鳥獣保護管理員	野生鳥獣の分布状況把握
自衛班	捕獲活動の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
児湯農林振興局	情報提供、指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年2月に町担当職員で構成する鳥獣被害対策実施隊を設置し、農家への被害調査、防除技術の指導助言等や生息環境管理及び地域への指導を行い、被害住民及び集落が自ら鳥獣害から守れる圃場づくりができるような対策を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が有害鳥獣を見かけたら即座に追払うなど、集落を餌場と認識させない協力体制を構築する。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ シカ	自家消費精肉として利活用又は埋設
サル タヌキ アナグマ アライグマ カラス ヒヨドリ カルガモ ドバト アオサギ カワウ	捕獲現場での埋設

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシ	<p>集落を餌場と認識し被害を及ぼす傾向にあるため、地域住民を上げて、農作物の残渣等を放置しないなど集落との協力体制づくりが必要である。</p>
シカ	<p>集落を餌場と認識し被害を及ぼす傾向にあるため、地域住民を上げて、農作物の残渣等を放置しないことや住民がシカを見かけたら即座に追い払うなど集落との協力体制づくりが必要である。</p>
サル	<p>集落を餌場と認識し被害を及ぼす傾向にあるため、地域住民を上げて、農作物の残渣等を放置しないことや住民がサルを見かけたら即座に追い払うなど集落との協力体制づくりが必要である。</p>
タヌキ アナグマ	<p>集落を餌場と認識し被害を及ぼす傾向にあるため、地域住民を上げて、農作物の残渣等を放置しないことや住民がタヌキ・アナグマを見かけたら即座に追い払うなど集落との協力体制づくりが必要である。</p>
カラス ヒヨドリ カルガモ ドバト アオサギ カワウ	<p>集落を餌場と認識し被害を及ぼす傾向にあるため、地域住民を上げて、農作物の残渣等を放置しないことや住民が鳥類を見かけたら即座に追い払うなど集落との協力体制づくりが必要である。</p>